

## 「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」改定に係る整理

## 1 医療的ケア児への歯科保健対策

みえ歯と口腔の健康づくり条例 第三章 施策の基本的事項 第十一条 基本的施策	
二 <u>医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。）</u> 、 <u>障がい者その他歯科検診等を受けることが困難な者が歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。</u>	
第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（案）	
第4章 歯と口腔の健康づくり対策の推進	2 障がい児（者）の対策（計画23、24頁追記）
《 現状と課題 》	・ <u>医療的ケア児*の歯科口腔保健等に係る相談や依頼の窓口対応は、地域口腔ケアステーションで行っています。各地域において関係者間の連携体制の充実を図るため、医療的ケア児の歯科保健医療に係る人材育成が必要です。</u>
《 施策の方向性 》	・ <u>関係者と連携を図りながら医療的ケア児への歯科保健医療を提供するため、県民や関係機関に対して地域口腔ケアステーションの活動を周知するとともに、医療的ケア児の歯科保健医療に関する人材の育成を行います。</u>
5 用語解説 ■あ行	○ <u>医療的ケア児</u> （計画47頁追記） <u>人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。</u>

## 2 歯科医療機関における感染症対策

みえ歯と口腔の健康づくり条例 第三章 施策の基本的事項 第十一条 基本的施策	
<u>十一 平常時における災害及び感染症に備えた歯科保健医療体制の整備並びに災害発生時等における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。</u>	
第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（案）	
第4章 歯と口腔の健康づくり対策の推進	<u>7 歯科医療機関における感染症対策（新設）（計画29頁）</u>
《 現状と課題 》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>歯科医療機関においては、「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針*」に基づき、院内感染症対策に取り組んでいます。安全で質の高い歯科医療の提供体制を確保することが必要です。</u></li> </ul>
《 施策の方向性 》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>歯科医療機関における科学的根拠に基づいた感染症対策が徹底され、新たな感染症にも対応した、より安全で質の高い歯科医療提供体制の整備を図ります。</u></li> </ul>
5 用語解説 ■あ行	<u>○一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（現行計画47頁追記）</u> <u>厚生労働省委託事業「歯科診療における院内感染対策に関する検証等事業」において、平成31年3月29日付け歯科診療における院内感染対策に関する検証等事業実行委員会（日本歯科医学会厚生労働省委託事業）が作成した指針をいう。</u>